

生活の保障・援助事業

■ひかり手当

○生活手当

生活手当は、国民年金の障害基礎年金1級または2級を受給している被害者に、日常生活の経済的基盤を保障するため月額単位で支給するものです。1995年3月末までに「ひかり手当支給基準」の生活手当支給対象に該当していることが要件になります。

生活手当の保障水準額は、「救済事業の対象は被害者本人であり、本人の生活費を賄うことができる所得保障の水準額を設定する」という考え方を基本にしています。その考え方に基づき、保障水準額は、特別障害者手当にスライドし、ひかり手当は、保障水準額から障害基礎年金を控除した金額になります。

○調整手当

1995年3月末までに障害のため、就業の定着や家庭生活の維持などに困難が長期に持続している被害者、及び社会生活を営んでいるけれども障害に伴う特別の経費を要している被害者であって、「ひかり手当支給基準」の調整手当支給に該当している者（「障害基礎年金」非受給者）に対して、月額単位で支給しています。

調整手当対象者が国民年金の障害基礎年金受給権者となった場合は、原則として健康管理費特1級対象者となります。

■後見・介護費

○後見等援助費

ひかり手当・健康管理費特1級の受給者が成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用し、後見人等の報酬や利用料を負担している場合は、「後見・介護費支給基準」に基づき自己負担額を援助しています。

○介護福祉利用費

ひかり手当・健康管理費特1級の受給者が、障害福祉サービスまたは介護保険サービスを利用している場合は、「後見・介護費支給基準」に基づきその利用料を援助しています。

ひかり手当・健康管理費特1級の対象者以外の被害者が、65歳未満でがん末期・初老期の認知症・脳血管疾患など介護保険の特定疾病の対象になった場合については、65歳以上で第1号被保険者となる被害者と区別し、介護保険利用費として上限を設けて介護保険の利用料の援助を行っています。関連して、65歳未満で障害福祉サービスを利用した場合の利用費についても、上限を定めて援助しています。

○補装具等助成金

(ア) ひかり手当・健康管理費特1級の受給者が障害者総合支援法、介護保険に基づき補装具、日常生活用具、福祉用具貸与等の支給を受け、負担上限額を超えて自己負担が発生する場合、「後見・介護費支給基準」に基づき補装具等助成金を支給しています。

(イ) ひかり手当・健康管理費特1級の受給者が、日常生活において介護を受け、ストーマ用装具、おむつ(尿取りパッド、紙パンツ含む)、おむつカバーを使用している場合、また障

害者総合支援法の日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具のサービスを利用し、給付及び助成の支給限度額を超えて自己負担が発生する場合に、「後見・介護費支給基準」に基づき補装具等助成金を支給しています。

- (ウ) ひかり手当・健康管理費特1級の受給者が日常生活用具の据付・関連工事、また住宅改造等の費用について、障害者総合支援法、介護保険、各自治体等が行う事業からの給付及び助成の支給限度額を超えて自己負担が発生する場合に、「後見・介護費支給基準」に基づき補装具等助成金を支給しています。

○補足介護費

ひかり手当・健康管理費特1級の受給者が介護保険の「給付事業」のサービスを利用したり、公的制度の利用だけでは足りずに公的制度以外の介護サービスを利用している場合、「後見・介護費支給基準」に基づき補足介護費を支給しています。

○継続補足介護費

2022年3月末時点で旧基準の「補足介護費」の受給者であって、「後見・介護費支給基準」の継続補足介護費支給対象者に該当する被害者に支給しています。

○継続介護費

旧基準の「介護料1」の受給者であって、「後見・介護費支給基準」の継続介護費支給対象者に該当する場合、介護態勢を援助するため、被害者の保護に責任を負っている同居の親に対して、継続介護費を月額単位で支給しています。

《支給対象とならない場合》

交通事故・労働災害等の後遺症に起因する場合、生活手当、調整手当、後見・介護費の支給対象としません。労働災害保障保険法、自動車損害賠償保険法等の活用を援助します。

また、これら以外でも1995年4月以降に途中で障害をもった場合は、成人期以前から障害をもっている現在の生活手当受給者とは、労働や社会保険などによる所得保障の条件が異なることなどを考慮し、同じ扱いはしないで公的制度（社会保険、社会保障）の活用を基本としています。